

議案第55号

木津川市立放課後児童クラブの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、下記のとおり木津川市立放課後児童クラブの指定管理者を指定するため、議会の議決を求める。

令和8年8月27日提出

木津川市長 谷口 雄一

記

1 施設の名称及び所在地

（1）名 称 木津児童クラブ

所在地 木津川市木津町内垣外95番地（木津川市立木津小学校内）

（2）名 称 相楽児童クラブ

所在地 木津川市相楽清水1番地（木津川市立相楽小学校内）

（3）名 称 高の原児童クラブ

所在地 木津川市兜台4丁目4番地1（木津川市立高の原小学校内）

（4）名 称 木津川台児童クラブ

所在地 木津川市木津川台2丁目4番地（木津川市立木津川台小学校内）

（5）名 称 相楽台児童クラブ

所在地 木津川市相楽台5丁目17番地1（木津川市立相楽台小学校内）

（6）名 称 梅美台児童クラブ

所在地 木津川市梅美台四丁目26番地（木津川市立梅美台小学校内）

（7）名 称 州見台児童クラブ

所在地 木津川市州見台一丁目32番地（木津川市立州見台小学校内）

(8) 名 称 城山台児童クラブ

所在地 木津川市城山台六丁目 1 番地 1 (木津川市立城山台小学校内)

(9) 名 称 南加茂台児童クラブ

所在地 木津川市南加茂台 1 2 丁目 1 1 番地 (木津川市立南加茂台小学校内)

(10) 名 称 加茂児童クラブ

所在地 木津川市加茂町里東上田 1 番地 1 (木津川市立加茂小学校内)

(11) 名 称 恭仁児童クラブ

所在地 木津川市加茂町例幣中切 3 1・3 2 番地 (木津川市立恭仁小学校内)

(12) 名 称 上狛児童クラブ

所在地 木津川市山城町上狛学校 1 番地 (木津川市立上狛小学校内)

(13) 名 称 棚倉児童クラブ

所在地 木津川市山城町綺田局塚 1 4 番地 (木津川市立棚倉小学校内)

2 指定管理者 東京都港区三田三丁目 5 番 1 9 号

株式会社明日葉

代表取締役 大隈 太嘉志

3 指 定期間 令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

参考資料（議案第55号）

木津川市立放課後児童クラブの指定管理者の指定について

1 指定管理者の概要

- (1) 団 体 名 株式会社明日葉
- (2) 代 表 者 名 代表取締役 大隈 太嘉志
- (3) 所 在 地 東京都港区三田三丁目5番19号
- (4) 設立年月日 平成4年10月1日
- (5) 資 本 金 5,100万円

2 選定理由

木津川市立放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）の指定管理者を選定するにあたり公募を実施し、令和8年7月31日開催の木津川市指定管理者選定委員会において、応募のあった団体に対し、応募提案に関する書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリング審査を行った。

審査の結果、株式会社明日葉は、児童クラブの設置目的及び放課後児童健全育成事業の趣旨を十分に理解し、児童の健全育成、安全・安心な保育環境の確保及び保護者サービスの向上に向けた具体的かつ実現性の高い提案がなされており、指定管理者として必要な管理運営能力を有すると判断し、指定管理者候補者として選定した。

同社は、現行運営を十分に尊重した円滑な引継ぎ計画をはじめ、現在勤務している放課後児童支援員等の継続雇用を最優先とした人材確保の考え方や、体系的な研修による人材育成、本部及び近隣自治体の運営施設による支援体制など、安定的かつ継続的な運営体制が具体的に示されており、事業開始後も円滑な運営が期待できる点が高く評価された。

「共に育つ」を理念に掲げ、児童一人ひとりの発達段階や多様なニーズに応じた育成支援を基本とし、こどもの権利を尊重した運営方針のもと、学校、保護者、地域及び関係機関との連携を重視した事業運営が提案されているほか、事故防止、

安全管理、災害対応、感染症対策及び個人情報保護についても具体的な体制が示されており、安全・安心な保育環境の確保が期待できることから、児童クラブの設置目的を効果的かつ継続的に達成できるものと判断した。

3 指定管理者に行わせる業務

- (1) 児童クラブの入会及び利用に関する業務
- (2) 児童クラブの運営に関する業務
- (3) 児童の健全育成、安全確保及び生活支援に関する業務
- (4) 保護者との連絡調整及び相談対応に関する業務
- (5) 児童クラブの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (6) 児童クラブ使用料の収納又は利用料金の収受に関する業務に関する業務

政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	議案第 5 5 号 木津川市立放課後児童クラブの指定管理者の指定について	
担 当 課	こども未来部こども未来課児童育成係	
提 案 事 項 の 概 要 等 (必要性、効果等)	放課後児童クラブについて、民間事業者が有する専門的知識や運営ノウハウを活用し、安定的かつ継続的な運営体制を確保するとともに、児童の健全育成及び保育の質の向上を図るため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、令和 9 年 4 月 1 日から指定管理者制度を導入するものです。	
提案に至るまでの経緯	令和 8 年 6 月 3 日 指定管理者の募集開始 令和 8 年 7 月 1 7 日 応募期限 令和 8 年 7 月 3 1 日 木津川市指定管理者選定委員会において書類審査及びプレゼンテーション審査	
市 民 参 加 の 状 況	☒ 有 ☐ 無 木津川市指定管理者選定委員会に、放課後児童クラブ利用者(保護者)代表 2 名が委員として参画し、応募事業者の提案内容について利用者の視点から審査・評価を行う。	
市総合計画の位置付け	基 本 方 針	1 ともに「学び」「喜び」「成長し」未来を生きるこどもを育むまちづくり
	政 策 分 野	1 子育て
	施 策	① 子育て支援
概 算 事 業 費 (単 位 : 千 円)	☐ 単年度 (年度) ☒ 複数年 (令和 9 年度から令和 1 1 年度)	
	1, 366, 000 千円 (債務負担行為上限額)	
将来にわたる効果及び経費の状況	指定管理者制度の導入により、民間事業者の専門性及び運営ノウハウを活用した安定的な運営体制を確保するとともに、保育の質の向上及び利用者サービスの充実が期待されます。 また、指定管理者に対するモニタリング及び業務評価を実施し、継続的なサービス水準の維持・向上を図ります。	